

（事業の目的）

第1条 医療法人光秀会が開設するきたえ～る かがやき（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護及び指定介護予防通所介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員、機能訓練指導員及び介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態または要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

- 1 事業の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 事業の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者等が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名所 きたえ～る かがやき
- 二 所在地 岐阜県養老郡養老町石畑409番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤・介護職との兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 3名（常勤・介護職との兼務2名）（非常勤・介護職との兼務1名）
生活相談員は、通所介護計画に基づき、利用者の心身の状況を適確に把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう、適切な相談援助等の生活指導を行う。
- 三 看護職員 1名（常勤・機能訓練指導員との兼務1名）

看護職員は、各利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。

四 介護職員 6名（常勤・管理者との兼務1名、常勤・生活相談員との兼務2名、非常勤・生活相談員との兼務1名、非常勤専従2名）

介護職員は、日常生活上必要な介護を行う。

五 機能訓練指導員 2名（常勤・看護職員との兼務1名、常勤専従1名）

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日は毎週月曜日から土曜日とする。

但し、12月31日から1月3日まで、8月13日から8月15日まで、国民の祝日を除く。

二 営業時間は午前8時00分から午後5時30分までとする（月・火・水・金）

営業時間は午前8時00分から午後1時00分までとする（木・土）

三 サービス提供時間は①午前9時00分から午後12時10分まで（月～土曜日）、
②午後13時30分から午後16時40分まで（月～水、金曜日）とする。

（指定通所介護及び指定介護予防通所介護の利用定員）

第6条 事業所の利用定員は①20名、②20名とする。

（内容及び利用料）

第7条

1 事業の内容は下記に掲げるとおりとする。また、事業を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣の定める基準額によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスである場合は1割・2割又は3割負担とする。

一 生活指導、相談援助

二 健康チェック

三 機能訓練

四 送迎

2 前項に定めるもののほか、その他の費用として利用者から次の費用の支払いを受けるものとする。

一 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行なう事業に要した送迎の費用は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、1キロメートルあたり30円徴収する。

二 前項に定めるもののほか、その他、日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けることとする。

（緊急時等における対応方法）

第8条 従業者は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生

じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

（実施地域）

第9条 通常の事業の実施地域は、養老町とする。

（サービスの利用にあたっての留意事項）

第10条 従業者は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- 一 気分が悪くなったときはすみやかに申し出る。
- 二 共有の施設・設備は他の迷惑にならないように利用する。
- 三 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

（非常災害対策）

第11条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災訓練計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に非難・救出等訓練を行う。

（事故発生時の対応）

第12条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行うものとする。但し、事業所の責めに帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

3 事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

（虐待について）

第13条 利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し研修を実施する等の措置を講じるよう努めます。

（身体拘束について）

第14条 事業所は、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。

利用者に対し、身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限する場合は、当該利用者に対し事前に、行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について、十分説明するものとする。

身体的拘束その他の方法により利用者の行動を制限した場合は、事前又は事後速やかに利用者の家族に対し、利用者に行う行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について、十分説明するものとする。

とする。

（その他運営に関する重要事項）

第 15 条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次の通りも設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 箇月以内
 - 二 継続研修 年 1 回
- 2 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業員は個人情報保護法（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）に則り、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとし、退職後もこれらの秘密を保持しなければならない旨の誓約書を医療法人光秀会と結ぶこととする。
 - 4 事業者は、利用者からの苦情等に対応する窓口を設置し、事業に関する利用者の苦情等に対し迅速に対応する。
 - 5 介護サービスの提供に関する記録の保存期間を 5 年間とする。
 - 6 この規程に定める事項のほか、運営に関し必要な事項は、随時定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。